

宝塚市安倉地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための試験運行業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 宝塚市安倉地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための試験運行業務委託
- (2) 業務目的 本市でも人口減少や高齢化が進展しており、公共交通利用者数の低下による交通事業者の収益が悪化しているほか、運転手不足の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により公共交通事業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。市内を運行する路線バス事業者は、地域の交通を維持するために令和4年4月に利用状況に応じた路線改編を実施し、一部地域の方々は宝塚市立病院への路線バスが減便となった。このような課題解決を図るために、宝塚市立病院や福祉施設、公共施設、商業施設等の経由、地域内各所への移動を確保する。本業務は試験運行業務のみである。
- (3) 業務内容 別紙1「宝塚市安倉地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための試験運行業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

2 委託料上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、見積価格が委託料上限額を超過した場合は、失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 宝塚市入札等参加指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）による会社整理の開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人税、事業税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 兵庫県内に事業所、営業所を置く一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、または輸送資源を保有しているそれ以外の事業者で、安倉地区から

宝塚市立病院等への移動の運営・管理を行うことができる法人であること。なお、一者一地区の応募とし、別業務である山本地区の試験運行業務と両方の応募はできないこととする。

4 日程

- ・ 公示 令和6年1月19日（金）
- ・ 質問受付期間 令和6年1月19日（金）～1月25日（木）17時まで
- ・ 質問回答 令和6年1月26日（金）
- ・ 参加申込受付期間 令和6年1月19日（金）～2月2日（金）17時まで
- ・ 参加資格の通知日 令和6年2月6日（火）
- ・ 企画提案書等受付期間 令和6年2月6日（火）～2月20日（火）17時まで
- ・ 企画提案プレゼンテーション 令和6年3月4日（月）（予定）
- ・ 結果通知 令和6年3月11日（月）（予定）
- ・ 契約締結 令和6年5月20日（月）（予定）

※注釈：本業務は国庫補助金を活用予定であることから、国からの交付決定通知後の契約となる。上記予定は不測の事態等が発生すれば前後する可能性がある。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年1月25日（木）17時まで
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式第2号※質問はできるだけ箇条書きで、わかりやすく記載すること）により、電子メールにて担当部署に提出すること。質問1つにつき質問書を1枚使用すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。
メールアドレス：m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (3) 回答日：令和6年1月26日（金）
- (4) 回答方法：参加表明書を提出している者すべてに電子メールにて回答及び市HPにて公表する。

6 提出書類

- (1) 提出書類
 - a 参加表明書（様式第1号）
 - b 法人等概要書（様式第3号）
 - c 企業の登記事項証明書
 - d 誓約書（様式第6号）
 - e 企画提案書提出届（様式第4号）
 - f 企画提案書（A4版40ページ以内両面の場合は2ページとする）
 - g 工程表

a～dは令和6年2月2日（金）17時までに提出すること。

e～gは令和6年2月6日（火）～2月20日（火）17時までに提出すること。

(2) 提出部数

正本各1部、副本各9部、正本及び副本のPDFファイル

(3) 参加表明書提出期限

①提出期限：令和6年2月2日（金）17時まで

②提出方法：正副本は持参、又は郵送。PDFファイルは電子メールによること。

（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること）

メールアドレス：m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

住所：〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 宝塚市役所都市安全部道路政策課

(4) 参加資格の確認

令和6年2月6日（火）に全参加者に審査結果通知を電子メールで通知する。

(5) 企画提案書提出期限

①提出期限：令和6年2月20日（火）17時まで

②提出方法：正副本は持参、又は郵送。PDFファイルは電子メールによること。

（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること）

7 企画提案プレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーション開催日及び場所

開催日：令和6年3月4日（月）

開催場所：宝塚市役所本庁 2-3会議室（予定）

(2) プレゼンテーション内容

プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料を用いた説明は不可とする。なお、プレゼンテーションは1者あたり60分（準備5分、説明30分、質疑25分）とする。

(3) 評価項目及び配点

（別紙2）評価基準のとおり

(4) 注意事項

①審査当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ本市が準備する。

②機器の設置は準備時間に行うこととし、準備時間を過ぎた場合は、説明時間を含めることとする。

③指定した時間に遅れた場合は、失格とする。

④プレゼンテーションで企画提案書に記載のない内容であっても、提案内で発言した事項及び質疑で回答した事項については、企画提案書に含まれる業務とみなす。

8 受託候補者の選定方法

- (1) 市職員で構成する審査会を設置し、別紙2で定める評価基準のとおり審査する。
- (2) 参加者が1者の場合でも、審査会を開催し、選定を行う。ただし、総合得点（企画提案プレゼンテーションに出席した各審査委員の採点合計）が満点（企画提案プレゼンテーションに出席した各審査委員の人数×50点）の60%に満たない場合は、受託候補者の特定はしない。
- (3) 総合得点が最も高い1者（以下、「最優秀提案者」という。）を選定する。
- (4) 最優秀提案者が1者の場合は、最優秀提案者を受託候補者とし、次点者を次点候補者として選定する。
- (5) 最優秀提案者が2者以上いるときは、審査委員の協議により、受託候補者及び次点候補者を選定する。

9 審査結果の通知

- (1) 令和6年3月11日（月）に参加者全員に電子メールにて通知する。
- (2) 受託候補者が本市と契約締結を行い、本業務の受託者が決定した時点で宝塚市ホームページに掲載する。ただし、受託候補者以外の審査点数については参加者名を伏せて公表する。

10 失格事項

本プロポーザル提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合しないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合しないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) 企画提案プレゼンテーションに出席しなかったとき
- (6) 見積書の金額が、委託料上限額を超過しているとき

11 契約

受託候補者選定後、企画提案の内容に基づき、別紙1仕様書に関する協議を行い、協議の結果により仕様書を確定する。仕様書が確定次第、速やかに随意契約を行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しない。

- (4) 提出書類は本プロポーザル方式による業者選定以外の用途には使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。

1.3 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市役所都市安全部道路政策課 宮田・中川

住所：宝塚市東洋町1番1号 3階

電話番号：0797-77-2096（直通）

メールアドレス：m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年1月19日から施行する。